別表三（一）付表　記載要領

1　この表は、法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額（別表八（三）「13」の合計額）⑱」の欄の記載に当たつては、別表八（三）「13」の金額のうちに法第62条の５第４項（現物分配による資産の譲渡）の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額がある場合には、その対応する部分の金額を控除した金額の合計額を記載すること。

別表三の二の記載要領第三号中「第62条の３第４項第12号」を「第62条の３第４項第13号」に改める。

別表三の二の表を次のように改める。